

誰もが共に生きる埼玉をつくる学習会

「不当な支配」の禁止とは？ ～朝鮮学校への補助金不支給問題 を考える一つの視点～

埼玉の朝鮮学校は、10年近く埼玉県からの専門学校や外国人学校を対象にした補助金を止められてしまっています。その理由として、朝鮮学校は、朝鮮総連から教育基本法が禁止する「不当な支配」に当たるような影響を受けているからだと言われることがあります。

朝鮮高校の生徒が**授業料無償化の対象外**とされていることのも理由としても、国は同じことを言っています。しかし、朝鮮にルーツを持つ子どもたちが通う民族学校が、在日朝鮮人の民族団体と深い関わり合いがあることは当たり前のことでないでしょうか？ そんなことを言ったら、宗教系の学校やその他の民族学校などもすべてダメだということになってしまわないでしょうか？

補助金停止の理由としてしばしば拉致問題が解決されていないとも言われることがありますが、**朝鮮学校の子どもたち**には明らかに責任のないことです。そのことで補助金が停止されるのは、端的に差別として非難されるべきではないでしょうか？

県の本音はどこにあるのでしょうか？ こうした疑問を考えるために、この学習会では、そもそも「不当な支配」の禁止とはどのようなことを意味するものとして**教育基本法**に定められているのかについて、参加者と一緒に考えてみたいと思います。



補助金再開を求めて声明を発表した記者会見の様子(2018年4月16日)

- 日時 2018年12月21日(金) 18:30～20:30 (18:15 受付開始)
- 場所 浦和コミュニティセンター 第15集会室
さいたま市浦和区東高砂町11-1 10F(浦和駅徒歩1分)
- 主催 誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会
- 講師 中川律(埼玉大学准教授・「埼玉朝鮮学校補助金・有志の会」共同代表)
- ゲストスピーカーによる一言(学校関係者や埼玉県議を予定)
- 参加費 無料
- 連絡先 tomoni.saitama@gmail.com

※ 進行を妨害する行為やスタッフの指示に従わない場合は、ご退場頂く場合もあります。